

商品概要説明書

退職金金利優遇定期貯金＜単利型＞

(2026年10月1日現在)

商 品 名	・退職金金利優遇定期貯金＜単利型＞ (愛称：セカンドライフ応援プラス1)
募集期間	・令和8年8月25日～令和9年2月28日
販売対象	・当組合で退職金の預け入れと年金振込口座指定（予約含む）の両方を利用される個人の方
期 間	・1年（単利型） ・預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入限度	・一括預入 ・300万円以上2,000万円以下 ・1円単位 ・お一人様2,000万円まで
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	・固定金利0.60%（年利回り）を満期日の前日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	※スーパー定期でお取組の場合 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×30% ※大口定期貯金でお取組の場合 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 次のAおよびBの算式により算出した利率(少数点第4位を切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A ① 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 a 6か月未満 解約日における普通貯金利率 b 6か月以上1年未満 約定利率×30%・満期日前に解約する場合は、以下の(1)、(2)いずれか低い利率の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 B 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準と

	して算出した当JA所定の利率とします。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1、000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話：0766-26-7417)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会(電話：076-421-4811) 東京弁護士会(電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる 事項	満期時のお取扱い 【自動継続扱いの場合】 一般のスーパー定期もしくは、一般の大口定期貯金として継続いたします。継続後の利率は継続日における店頭表示金利となります。 【普通扱いの場合】 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA高岡